

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、令和7年10月23日に沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。

令和7年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事件（要求事項）

処遇改善・労働環境の改善等の要求に関する件

2 期間 令和7年11月6日 午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、首里協同クリニック、糸満協同診療所、浦添協同クリニック、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、生協訪問介護ステーションなないろ、地域包括支援センター古波蔵、生協ケアセンター、株式会社メディコープおきなわ、株式会社沖縄健康企画、こくら虹薬局、みさと虹薬局、うらそえ虹薬局、まつお虹薬局、しらさぎ虹薬局及び沖縄医療生活協同組合本部

4 概要 全職場において、指名ストライキを実施します。ただし、保安要員は除く。